

教 育 民 生 委 員 協 議 会 記 録

| | |
|-----------|----------------------------------|
| 開 会 年 月 日 | 平成 23 年 11 月 17 日 |
| 開 会 時 刻 | 午前 10 時 45 分 |
| 閉 会 時 刻 | 午前 11 時 57 分 |
| 出 席 委 員 名 | ◎西山則夫 ○吉岡勝裕 野崎隆太 世古明 |
| | 岡田善行 藤原清史 長田朗 杉村定男 |
| | 中山裕司 |
| | 宿典泰 議長 |
| 欠 席 委 員 名 | なし |
| 署 名 者 | — |
| 担 当 書 記 | 中川浩良 |
| 協 議 案 件 | 1 エネルギーの地産地消（案）について |
| | 2 第 2 期伊勢市合理化事業計画（旧伊勢市地域）（案）について |
| | 3 倉田山公園野球場改築計画（案）について |
| | 4 伊勢市中須教育集会所の廃止について（報告案件） |
| | 5 子ども手当特別措置法について（報告案件） |
| 説 明 員 | 教育長 教育部長 生涯学習・スポーツ課長 教育総務課長 |
| | 生涯学習・スポーツ課副参事 教育総務課副参事 |
| | 環境生活部長 環境生活部参事 環境課副参事 清掃課長 |
| | 健康福祉部長 健康福祉部次長 建築住宅課長 |
| | ほか関係参与 |
| | |

協議結果ならびに経過

午前 10 時 45 分、西山委員長開会を宣告し、直ちに会議に入り、「エネルギーの地産地消（案）について」外 2 件の協議案件と 2 件の報告案件について、まず「エネルギーの地産地消（案）について」を協議題とし当局から説明の後、若干の質疑を行った。次に「第 2 期伊勢市合理化事業計画（旧伊勢市地域）（案）について」当局から説明を受けたが発言もなく終わり、次に「倉田山公園野球場改築計画（案）について」当局から説明の後、若干の質疑を行った。次に「伊勢市中須教育集会所の廃止について」「子ども手当特別措置法について」を順次当局から報告を受けたがいずれも発言なく終わり、午前 11 時 57 分に協議会を閉会した。

協議の概要

開会 午前 10 時 45 分

◎西山則夫委員長

ただいまから教育民生委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立いたしております。

本日、御協議願います案件は一つ「エネルギーの地産地消（案）について」、一つ「第 2 期伊勢市合理化事業計画（旧伊勢市地域）（案）について」、「倉田山公園野球場改築計画（案）について」、また報告案件として「伊勢市中須教育集会所の廃止について」、一つ「子ども手当特別措置法について」であります。

【エネルギーの地産地消（案）について】

◎西山則夫委員長

それでは会議に入ります。「エネルギーの地産地消（案）について」を御協議願います。

当局から説明を願うことにいたします。

教育長。

●宮崎教育長

本日は教育民生委員会に引き続き、教育民生委員協議会をお開きいただきましてありがとうございます。

御協議いただきます案件は、「エネルギーの地産地消（案）について」、「第 2 期伊勢市合理化事業計画（旧伊勢市地域）（案）について」、「倉田山公園野球場改築計画（案）について」の 3 件と、報告案件として「伊勢市中須教育集会所の廃止について」並びに「子ども手当特別措置法について」の 2 件でございます。

なお、詳細につきましては、それぞれ担当課より御説明いたしますので、よろしく願います。

◎西山則夫委員長

それでは、報告、手を挙げて。
環境課副参事。

●坂本環境課副参事

それでは「エネルギーの地産地消（案）につきまして」御説明させていただきます。
資料1「エネルギーの地産地消（案）について」の1ページ目をお願いいたします。

これまで市におきましては「伊勢市環境基本計画」、「伊勢市地球温暖化防止実行計画」、「伊勢市地域新エネルギービジョン」におきまして、新エネルギーの導入や省エネ活動の普及等を位置づけ取り組みを進めてまいりましたが、本年3月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震により、電力使用制限令の発令や放射能被害など、エネルギーに係る環境や意識に大きな影響を及ぼしました。

このような状況を受けまして、国や電力事業者任せにせず、地域として考え行動することが必要との認識から、「エネルギーの地産地消」の検討をおこなってまいりました。

検討にあたりましては、「エネルギーの地産地消」を「地球温暖化防止実行計画（区域施策編）」の一部と位置づけをしまして、5月9日に市環境審議会に「エネルギーの地産地消」を含みます「地球温暖化防止実行計画（区域施策編）」の策定を諮問をいたしました。

審議会におきましては、「エネルギーの地産地消」部分を先行して御審議をいただき、先月10月19日に「エネルギーの地産地消」についての答申をいただいております。

今般、その内容を基に（案）がまとまりましたので、御報告させていただくものでございます。

2ページの上段「位置づけ」をごらんください。この「エネルギーの地産地消」は、先に説明しました通り、地球温暖化防止を目的として、温室効果ガスの排出抑制等を図るための地域の活動に関する計画である「伊勢市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）」の一部となるものです。

なお、「伊勢市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）」については、引き続き環境審議会において審議を進めることとしています。

下段「目指す姿と取組方針」をごらんください。「エネルギーの地産地消」を進めるためには、現在、国においてはエネルギー政策の見直しが行われており、また、新エネルギー等についての研究も進められており、これらの動きと連携して取り組む必要があります。このことから、まずは喫緊の課題である電力問題についての平成26年度までの取り組みについての方針を示し、国の動き等により見直しなどが必要と判断した場合には柔軟な対応を行うこととします。

また、目標設定に関しては、電力だけでなく、ガスや石油系燃料などを含めたエネルギー全体として整理することが適切との考えから、「地球温暖化防止実行計画(区域施策編)」において定めることとしています。

次に取り組みの考え方ですが、三、四ページに、電力を生み出す「地産」について、五、六ページに電力使用の見直し等の「地消」について示しています。

3ページをごらんください。「1 太陽光発電の普及促進」として、関連産業の育成も考慮し、住宅・事業所への設置促進を進めます。4ページをごらんください。「2 メガソーラ

一の設置研究」については、本年8月にいわゆる「全量買取法案」が成立しており、発電事業目的での太陽光発電設備整備の事業環境が変化しました。このことから、市内に設置ができないか、三重県などと連携して検討を進めます。「3生ごみメタン化の研究」については、これまでごみ減量・有効活用の観点から伊勢商工会議所とともに検討・調査を進めてきました。事業化には多額の費用が必要となるものですので、慎重に詳細検討を進めたいと考えております。5ページをごらんください。「4省エネ・節電の啓発」については、さまざまな主体に対し、取り組みの動機づけとなる価値を提案・提供することで、一過性の取り組みではなくエコ生活の文化を根づかせようとするものであり、家庭や事業所、地域への働きかけを行おうとするものです。6ページをごらんください。「5次世代育成（環境教育）」については、各学校での教育・活動実践の充実を図るため、環境整備等を行おうとするものです。「6市役所の率先実行」については、市民・事業所の模範となるよう、取り組みの徹底・充実を図ろうとするものです。7ページをごらんください。この「長期展望」については、現時点では制度や技術等の状況から、実施の判断は困難であるが、今後の展望として期待されることについて整理したものです。

最後に、今回示させていただいております（案）の一部については、今夏の節電の取り組みなど、すぐに実施可能と判断した取り組みについては、6月補正予算等での対応により、成案を待たずに既に実施・開始しているものもごさいます。今後も、柔軟に気を逸さないよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、「エネルギーの地産地消（案）について」の御説明とさせていただきます。何とぞよろしく御協議の程お願い申し上げます。

◎西山則夫委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はございませんか。

野崎委員。

○野崎隆太委員

すいませんちょっとあの軽く数点だけお聞かせいただきたいんですが、ごめんなさい、このエネルギーの地産地消（案）の中をちょっといろいろよく読ませていただいたんですが、正直この長期展望の部分なんかは、特になんですが、かなり広範囲に、ちょっと言い方はよくないのですが、大きな風呂敷を広げた部分が、あるかなと、僕は正直に思いました。

例えば、太陽光発電システム関連産業の市内への誘致・育成、市外企業の市内誘致なんていうのは今まで伊勢市ではずっと失敗し続けてきた例が例えばここに載っていたりだとか、例えば、次の5ページ、地消プロジェクトの中で、動機づけ、教育、おしゃれ、楽しい、人が来るの4番目、人が来る、これ、エコライフを進めていくとまるで人口がふえるかのようなことが書いてあるんですが、かなりこれは、その長期展望の中で、大きなものが僕はこれ書かれておるんじゃないかなと思うんですが、このエネルギーの地産地消の案というものそのものの取り扱いについてちょっと教えてほしいんですが、これは実行計画ではなくて、どちらかといえば、こうなったらいいなっというような資料というような形で考えていいんでしょうか。

◎西山則夫委員長
参事。

●山村環境生活部参事

今回、お示しさせていただきましたのは、先ほど説明もさせていただきましたように、こういう状況を受けた中で、この地域としてまあ何らかの役割を果たしていきたいと、それに関しましての今回は考え方をお示しをさせていただいております。

でまあ例として挙げさせていただきました取り組みについてはおっしゃっていただきますように、非常に実際に実施するとなれば、ハードル高いものも含まれているとは承知しておりますが、全庁的にそれに向かってチャレンジするという部分も含めまして、こういうことが、幾つも実現、幾つかでも実現すればですね、今よりは随分変わった状況というものも生まれてくるのではないかというようなことも含めまして、こういったことの実現に向かってチャレンジをしていきたい、こんなふうに考えているところでございます。

◎西山則夫委員長
野崎委員。

○野崎隆太委員

もう1点だけちょっと教えてもらいたいんですが、先ほどその長期展望と短期展望というような中ででてきて、この中でその短期の中でこれとこれに関して、例えば何月からやってきますというような資料ではこれはないと思うんですけど、そういったものは別で、例えばこの中に出てくる、地球温暖化防止実行計画、こういったもので、具体的なもっと目標数値みたいなのは、実施期日であったり、成果目標の数字やったりというのは、そちらで出てくるというような形で考えていいのでしょうか。

◎西山則夫委員長
参事。

●山村環境生活部参事

この後、まとめさせていただきますこの地域の温暖化実行防止計画のほうに、ここの部分が、具体的にどういう形でおさまるかちゅうんはちょっと今のところはっきりしてない部分もございしますが、ここへ挙げさせていただきました例の中で、例えば来年度の予算として、認めていただければすぐ実行していきたいと、そういう考え方もございしますので、この中から早い段階で着手できるものについては、予算化含め、そういう形で実行していきたいと考えているところでございますので、御理解いただきたいと思っております。

◎西山則夫委員長

はい、ありがとうございました。

他に御発言ございませんか。

長田委員。

○長田朗委員

これ市長がですね、環境審議会に諮問しましていろいろ御議論いただきまして出したと、これは本当に敬意を表したいと思います。

まあ、ただこの位置づけとして伊勢市地球温暖化防止実行計画の中にですね、組み込んでいくと当然数値目標も含めてですね、現実的な話として盛り込んでいくことになると思うんです。

しかし、地球温暖化防止の実行計画につきましてはですね目標年次 25 年ということで、今現在取り組んでいます。それで、それについては 25 年度に現状から 4 % の削減を目指すということで取り組んでいますけど、今現在、資料によりますとですね、削減どころか増加しとるというふうなのが現状やないかと私思うんですけども、その辺で、そのまずこの本体の部分の温暖化防止実行計画自体がですね、計画とかなり乖離したのが現状であるということからするとですね、その辺も含めてですね、こううたって、考えていかないとですね、せっかく組み込んだ、このこの計画自体がですね、また絵に描いた餅になるんじゃないかというふうな危惧もあるんですけど、その辺いかがでしょうか。

◎西山則夫委員長

参事。

●山村環境生活部参事

今、おっしゃっていただきました計画は役所が取り組む計画をさしておっしゃっておられるのかなと思います。それであの、今手元にちょっと今の数値を持っておりませんもんで、あれですが、今回つくろうとしております実行計画は、地域としてですね、削減に取り組んでいくという計画をつくろうとしております。

それで、基本的に三重県のほうも、三重県のこの地域としての計画をもうほぼでき上がりつつあるような状況と伺っておりまして、その内容を見させていただきますと、やはりどうしてもその家庭部門でありますとか、それから運輸部門でありますとかそういったところで、今やと、違う発想も変えた中で思い切った取り組み等をやっぱり展開していかないと、なかなか、削減ちゅうのは難しいんじゃないかというようなことがうたわれております。

まああの、まだ全然審議の途中でございますけれども、そういった県の考え方も尊重させていただく中で、またさらにその伊勢市としてですね、何か伊勢市の取り組みというものがそこへ上乘せをできないかと、このような形で実行計画の方が考えさせていただくことになるのかなと、今現段階ではそういうふう考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

◎西山則夫委員長

まだ、続きますか。まだ、延々と・・・。

(「いやいや延々じゃない、もう一つだけ」と呼ぶ者あり)

それじゃ、長田委員。

○長田朗委員

わかりました。

で、あのかく今現在走ってるその防止実行計画につきましては、なかなか目標に到達する見込みがない状態があるっていうのは確かな事実だと思います。

その本体の中の、その区域編ということで、その地域で取り組む部分についてはですね、それは地域がその住民の協力を得てですね、いろんなこの花を開く可能性もあるということで、それを否定する予定はないんですわ、ただ、まあこの4ページですか、5ページにありましたように、市役所の率先実行というのがうたってあるわけで、やはりこの市役所でいろんな取り組みをして、その苦しかったことなかなか取り組みが難しかったこと、取り組んでよかったこととかいろんなその結果ちゅうのがあると思うんですね、そういうものも参考にしながら、それを地域で取り組んでいただくというふうなことからすると本体の部分についてですね、ますますですね襟を正して取り組んでいかないとですね、結局絵に描いた餅になってしまう可能性があるんじゃないかということが、私思いまして質問させていただきました。

これは諮問したということで諮問に対して答申があったということなんで、これをどういうふうに、トーンをつけてくか、優先順位をつけるかっていうのはこれは政治的判断だと思いますので、これまた予算等にですね反映されてくるときにいろいろ議論をしたいと思います。以上です。

◎西山則夫委員長

他に御発言ありませんか。

中山委員。

○中山裕司委員

一つだけ言うときたいんやけども、その先ほど野崎委員が言われたように、これ願望計画に終わらんように、これはパフォーマンス、先ほどからちょっと聞いておると、そういうような嫌いがあるんで、願望計画で、そのパフォーマンスで終わらんような、やっぱり本当に実行性のあるもんにしていくということが、あんたところはようこういうようなことが好きやから、こんなことばっかやっとするけども、そんなことが今までのように願望計画として、そしてから今の話そういうような、パフォーマンス、パフォーマンスが多い、結果もパフォーマンスで終わるとる、だからそうならんようにこの計画は、それだけ言うておきます。

◎西山則夫委員長

答弁よろしいですね。はい。

他に御発言ございませんか。

御発言もないようですので本件についてはこの程度で終わります。

会議の途中でありますので10分間休憩をいたします。

(休憩 午前 11 時 03 分)

(再開 午前 11 時 12 分)

【第 2 期伊勢市合理化事業計画（旧伊勢市地域）（案）について】

◎西山則夫委員長

休憩前に引き続き、会議を続きます。

次に「第 2 期伊勢市合理化事業計画（旧伊勢市地域）（案）について」御協議願います。

当局からの報告を願うことといたします。

環境課副参事。

●坂本環境課副参事

それでは、「第 2 期伊勢市合理化事業計画（旧伊勢市地域）の策定について」御説明させていただきます。

本計画につきましては、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づき、策定しようとするものです。

今回策定しようとする旧伊勢市地域分については、平成 19 年度に策定した第一期計画の計画期間が平成 19 から 23 年度であることから、第二期計画として平成 24 から 28 年度における合理化事業について定めるものです。

なお、本市における合理化事業計画の策定状況につきましては、二見町地域分については平成 22 年度に、小俣町地域分については平成 20 年度に、また御菌町地域分については平成 22 年度に策定しています。

それでは、計画内容について、主要な部分について説明させていただきます。

資料 2 「伊勢市合理化事業計画（第二期旧伊勢市地域分）（案）」をごらんください。「4 下水道整備等の見通し」「5 し尿等の要処理量の見通し」につきまして、5 ページの別表 3 をごらんください。下水道普及率については、平成 22 年度末で 29.2%であります。3 行目の「下水道普及率」のとおり、平成 28 年度末には 39.1%となる見通しとなっております。

また、し尿等の要処理量については、平成 22 年度の 4 万 572 キロリットルありますが、最下段の「し尿等の要処理量」の「計」のとおり、平成 28 年度には 3 万 3,080 キロリットルにまで減少する見通しとなっております。「6 し尿等の処理体制の水準」「7 一般廃棄物（し尿等）収集運搬業等の経営の見通し」については、6 ページの別表 4 をごらんください。5 行目の「要処理車両台数」のとおり、要処理量の減少により、平成 28 年度には、処理に要する体制は 14.8 台となる見通しとなっております。「8 平成 19 年度から平成 23 年度における支援」については、第一期計画における支援実績を記載しています。最後に、2 ページの「9 合理化事業の内容等」について説明させていただきます。まず、「（1）目標」についてですが、下水道の整備の影響により、平成 28 年度には、14.8 台分の業務量となる見込みであるため、適正台数を 14.8 台とすることを目標としています。「（2）対象」については、4 業者を対象としています。「（3）支援期間」については、平成 24 年度から平成 28 年度の 5 年間としています。「（4）支援の方法」については、7 ページの別表 5 もあわせてごらんください。「支援量算定の考え方」については、第一期における考

え方と同じく、下水道整備前の処理量5万6,034キロリットルを「基準処理量」として定め、基準減少量からの減少量を対象に支援することとし、2,240キロリットルの減少量に対し代替業務1台分が相当することとしています。「代替業務の提供」については、下表「要処理量等の見込み及び実績」に示すとおり、平成23年度までに提供を開始している9.1台分の業務を継続して提供するとともに、平成28年度に1.1台分の業務を新規提供し、10.2台分の業務提供を行おうとするものです。

なお、その下の「支援業務内訳」に資源物の品目ごとの提供状況を示しておりますが、平成28年度からの新規提供分については、約5年後の事であり、資源分別方法の見直し等が考えられることから、「品目未定」としているところです。

最後に「代替業務提供期間」について、第一期計画において提供を開始した業務については、業務ごとに10年をもって提供を終了することとしています。

なお、提供終了後については、当該業務を一般競争入札により業者委託する予定ですが、複数の業務を一括して委託することが妥当と判断した場合に業務ごとに終了時期が異なることが制約になる可能性がある等、以後の実施の観点から必要がある場合は、一定期間の延長等について調整することとしています。

以上、「伊勢市合理化事業計画（第二期旧伊勢市地域分）の策定について」の御説明とさせていただきます。御協議のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

◎西山則夫委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

【倉田山公園野球場改築計画（案）について】

◎西山則夫委員長

次に、「倉田山公園野球場改築計画（案）について」を御協議願います。

当局からの説明を願うことといたします。

生涯スポーツ課長。

●世古口生涯学習・スポーツ課長

それでは、「倉田山公園野球場の改築について」の御説明をいたします。資料3をごらんください。

初めに、事業概要でございますが、事業費約10億8,000万円、事業期間は平成24年度から平成25年度の2年度にわたります。事業内容はメインスタンド改築及び内外野スタンド改修、グラウンド改修、そして新たにスコアボードの新設をお願いしたいと考えております。

次に、それぞれの工事内容でございますが、2ページをごらんいただきたいと思います。

上の南側立面図はグラウンドからメインスタンドをごらんいただいたもの、真ん中の北側立面図は正面玄関口から、下の西側立面図は1塁側、野口みずき選手の顕彰記念碑側からごらんいただいた場合のイメージ図でございます。

次に、3ページをごらんください。メインスタンドは取り壊しを行い新たに改築をいたします。こちらは、メインスタンドの1階部分で、主に選手並びに大会運営者が利用するスペースとして整備を行います。左右対象に屋内練習場・会議室・更衣室・温水シャワーを配置し、ダッグアウトも拡張いたします。また、中央の出入口左側には展示等ができるよう多目的スペースを配置しております。さらに、障がい者や高齢者も利用しやすいよう、エレベーターを設置いたします。

続いて、4ページをごらんください。2階部分は、観覧者用の移動スペース、いわゆるコンコース、通路となります。こちらには、男女のトイレや売店等の設置ができるよう、多目的スペースを3カ所配置しております。また、内外野スタンドからメインスタンドのトイレ等を利用できるように左右に通路も設置いたします。

次に5ページをごらんください。3階は観戦するためのスペースでございます。現在の客席数2,200席から3,400席に拡張し、おおよそL5の表示からR5の表示あたりまでが一人掛け席、その他につきましては現在と同様の長椅子を設置いたします。また、スタンド最上段から屋根も設置をする予定でございます。

次に、内外野スタンドでございますが、6ページをごらんください。現在の法面のスタンドを階段状のスタンドに改修し、観覧しやすい形状にいたします。また、客席数も6,000席から6,850席へと拡張いたしますことから、メインスタンドと内外野席を合わせた総客席数は1万250席となり、目標としておりました1万席を上回る客席数を確保することができました。

次に、グラウンドでございますが、内野・外野ともロングパイルの人工芝に改修し、内野はブラウン系、外野はグリーン系の人工芝といたします。7ページをごらんください。イメージをしていただきやすいよう、参考として名古屋市瑞穂球場の写真をつけさせていただきました。

なお、人工芝につきましては、協議に御参加いただいた関係団体代表者の皆さんに、人工芝を採用している瑞穂球場、並びに小牧球場の視察を通して、高い評価をいただいているところでございます。

また、全面人工芝化により、養生期間が無くなること、また少雨時や雨天時におけるグラウンドの回復力が高いことから、使用についての回転率が上がるなどの効果が期待されます。さらに、野球以外での多目的利用も想定し、施設の利用率向上を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、8ページをごらんください。

平成23年1月の教育民生委員協議会において、本年度に実施をしますスコアボードの修繕の中でその状況を確認させていただき、今後の方向性を検討、研究させていただきたいとの御説明をいたしました。施設の確認をしたところ、建家の老朽化により雨漏りが生じており、電子基盤等が漏電し故障するとのことが判明いたしました。

また、設置後15年が経過し、修理を行う際の部品供給も見込めない状況にあることから、この際、バックスクリーン一体型のフルカラーLEDスコアボードを新設させて

いただきたいと考えております。これにより氏名の表示はもとより、ごらんいただきましたように各種案内表示ができるようになり、多目的な利用も行えるようになると考えております。

次に、事業費でございますが、約 10 億 8000 万円の内、スポーツ振興くじ助成金こちら toto の助成金でございますが、2 億 4,300 万円と地方債 7 億 9,500 万円をあてることで、一般財源は 4,200 万円となる見込みでございます。

なお、地方債は合併特例債を想定しており、償還に対する 70%が交付税措置されますことから、実質的な一般財源負担は 2 億 8,000 万円程度となる見込みでございます。

また、先の教育民生委員協議会において、概算事業費として 8 億 7,600 万円との御説明をさせていただきました。事業費増加の主な要因といたしましては、スコアボードの新設により約 1 億 5,300 万円が、また、本年度行なった地質調査及び測量調査の結果、メインスタンドの地盤補強やグラウンドの排水整備が必要となったことから約 6,800 万円が、さらにエレベーターの設置に係る費用として 1,400 万円が増加をしましてまいりました。事業費増となり大変申しわけございませんが、御理解いただきますようお願い申し上げます。

次に 9 ページをごらんください。工事の工程でございますが、解体撤去工事、内外野スタンド工付帯施設工を平成 24 年度に、メインスタンド工は平成 24 年度と平成 25 年度。スコアボード、グラウンド舗装工は平成 25 年度に行う予定でございます。

なお、平成 24 年度予定の工事につきましては、シーズンが終了する 11 月以降に行うことで大会等に影響がでないように致しますが、メインスタンド工、グラウンド舗装工、スコアボードの整備は平成 25 年度のシーズン中にかかるため、関係団体の皆様には、周知や御説明をさせていただき、改めて御理解をいただくよう務めさせていただきます。

最後に 10 ページをごらんください。これまで行なってまいりました関係団体との協議の経過でございます。ごらんいただいたとおり、個別の説明会や球場の視察、また意見交換会をとおして関係団体の皆様には大変御協力をいただきました。

以上、「倉田山公園野球場の改築について」御説明をさせていただきました。よろしく御協議賜りますようお願いいたします。

◎西山則夫委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はございませんか。

野崎委員

○野崎隆太委員

すいません、今説明を全部聞かせていただきまして、大変新しい球場ができてスポーツ環境がよくなるというのは僕はこれ自体は大変いいことではないかなと思います。まああの来週の……、ごめんなさい、議案ではあるんですが、スポーツ推進計画かなんかでも、スポーツ施設の満足度というのかなり低いところにありますので、体育館、グラウンドもかなり飽和状態であると聞いてますので、それ自体は僕いいことかなと思っはるんですが、ただちょっと 1 点気になることはありまして、フットボールヴィレッジ構想のときに、人工芝の張りかえの費用等で喧々譁々の議論が何度か、前の議会の僕が就任する前の議会も含めてあったかなと思うんですが、この倉田山公園の球場に関してはそういった収

支計画のようなものというのは、今、出てないと思うんですが、今後つくられたりだとか、どっかで僕らのほうにもお示しをいただく機会というのはあるんでしょうか。

◎西山則夫委員長
課長。

●世古口生涯学習・スポーツ課長

それでは御質問にお答えをいたします。

収支計画というようなお話でございました。この倉田山公園野球場につきましては、先の協議会で御説明をさせていただいたとおり、耐震が発端ということの中で急遽このような形の中で整備をさせていただくというようなことでございます。

まあ、耐震の流れの中ではですね、改築っていうか補強する場合と、それから新たに、今の現在お話させていただいたように、新築する場合とという対比はさせていただく中で、効率的な方法ということで、今回は改築新築するというふうなことで御了解をいただいたというふうに考えておるところなんです、御質問いただきました収支につきましては、そういう流れの中で今現在、おっしゃられたようにですね、手持ちでどういうふうになるかというところまでは盛っておりません。

まあ、今後ですね、いろんな施設整備の中ではそういう御意見いただいた部分もですね、含めて、検討する必要があるかというふうには考えておるところでございます。

◎西山則夫委員長
野崎委員。

○野崎隆太委員

野球がとかサッカーがとか、卓球がとかバドミントンがとかそんな話ではないんですが、もう今河川敷に野球場があと2面整備されるような話もあって、でサッカー場が朝熊にあと2面整備されるというような話があって、確か30年、平成30年やったか32年ぐらいの少年の人口というのが、確か今の3分の2ぐらいになるっていうような想定があったかなと思うんですが、そうするとスポ少の活動なんかも減ってきて、全体的なスポーツ全てにおける競技人口というのは、僕はある程度減ってくるんじゃないかなと思ってはおるんですよ。

で、スポーツ施設というのが多いていうのは、この市にとってはいいことですし、スポーツ施設が赤字を出していけないということも僕はないと思ってはおるんです。公共の福祉という部分もありますし、健康増進という部分もありますので、赤字イコールだめだっていう考え全くないんですけど、ただその競技人口の想定とかそういったものは、特に専門の球場に、今回その違うものに使えるような形でってお伺いしましたが、専門の球場をつくるにはある程度その競技人口の将来推計というものを僕ちょっと教えてもらいたいと思うんですが、そういったものの調査はこれからされる予定というのはありますでしょうか。

◎西山則夫委員長
課長。

●世古口生涯学習・スポーツ課長

すいません、今ですね、手持ちってというのはなかなかそこまでの分までは把握はしておられないんですけれども、現在、1番新しいところで平成23年度ですね、8月30日現在の数字でございますが、スポーツ少年団を例えば例にとりますと、野球に関しましては団員数が388人、それからサッカーがですね406人、バドミントンが100人というなことでですね、これをごらんいただいてですね、野球とサッカーというのが、この伊勢市でですね、子供たちに人気が高いのではないかというには思うところがございます。

また先ほど来、子供たちの人口の減少の中で子供たちの数が減るといようなお話もありました。確かにそういう部分はございます。

その部分とですね、あと子供たち以外、まあ成人から高齢者の部分もございます。平均の年齢がですね、上がってきておるといこともあってですね、健康づくりも含めて、こういったスポーツに取り組んでいただくことは大変大切なことなのではないかというふうに思います。将来の推計的なものもですね、ちょっと研究させていただいて、それも含めた中でですね、先ほどお話の部分も関連づけをさせていただいてですね、今後の検討課題ということで取り組まさせていただきたいと思います。

◎西山則夫委員長

よろしいですか。他に御発言ございませんか。
世古委員。

○世古明委員。

すいません、1点教えてください。

行程表のところ、9ページなんですけど、工事が大きく分けてメインスタンド、スコアボード、グラウンドとあるんですが、これは入札とかそういうことになるんで、今は言えないかもわかりませんが、イメージ的には、違う業者さんが、この期間にやるといイメージでよろしいですか。

◎西山則夫委員長

建築住宅課長。

●中上建築住宅課長

発注に関しましては、管財契約課と関係機関とも協議をさせていただかないかんことかと思っておりますけども、できる限り違う業者さんていうんですか、数多くの業者さんに市内業者等含めてですけども、参加をいただければというふうに今現在考えております。

◎西山則夫委員長

世古委員。

○世古明委員

あの今先ほどの改修の内容話してもらった、聞かしてもらった中ではですね、専門的なこともいるような気が、私はしてます。人工芝を張るのにどこでもできるかとか、スコアボードをつくるのにどこでもできるかというとですね、そうはなかなかいかんのかなと、できるからそこに決めるということじゃないですけど、やはりよいものをつくっていくという経験も必要と思うんですけど、そういう仮定の話で申しわけないんですけど、3つ違う業者が入ったとしたらですね、どういうふうにそれ調整をしていくのかなということをお聞かせ願いますか。

◎西山則夫委員長

課長。

●中上建築住宅課長

それぞれの、当然、講習が入って参ると思います。

それにはですね、私ども建築住宅課の技術のほうがですね、調整役として入らせていただいて、順調に工事が進むように進めてまいりたいというふうに、今現在考えております。

◎西山則夫委員長

世古委員。

○世古明委員

ありがとうございます。

まあ、調整していただいてですね目的は期日内にうまく終わるということが大事やと思いますのでその点よろしく願いをいたします。

◎西山則夫委員長

他に御発言ございませんか。

よろしいですか。

長田委員。

○長田朗委員

はい、先ほど野崎委員が収支の話、維持管理費の話もありましたけれども、それとちょっと関連してですけれども、例えばそのこの球場の命名権とかですね、そういう話とかあるいはその広告をですね、あの宣伝、コマーシャルそういう部分での収入をそういう維持管理費に充てていくという考えはあるかと思うんですけど、そういうのはまあ一応想定はされてるんでしょうか。

◎西山則夫委員長

教育部長。

●宮崎教育部長

おっしゃるとおりですね、基本的にさまざまな施設がありますので、野崎議員もおっしゃったように全てが同じではないというふうに思っておりますが、例えば今のフットボール、サッカー場のほうについてはですね、建設費等のインシヤルコストは別にしましてですね、日々のランニングコスト、これについては、使用料で賄っているような状況でございます。基本的な考え方としては、今回もインシヤルコストは別にして、野球場についてもランニングコスト、何とか受益者負担、それから今おっしゃった広告のほう、こういったことですね、できれば同じような水準まで持ってまいりたい。このように考えております。それでその中で、ネーミングライツの話かというふうに思いますが、これも当然検討してかないかん。

ただ、これは私どもの野球場の施設だけで考えるんじゃなくて、今後、市のさまざまな施設に対してネーミングライツをどう考えるか、こういったような大きな基本方針のもとで、この野球場についてもそれにしたがって、導入を図るかどうかということを検討していきたい。全庁的な検討をさせていただいた中で、それを進めてまいりたい。このように考えております。

◎西山則夫委員長

長田委員。

○長田朗委員

ありがとうございます。

それと今説明いただいた中でですね、ここの野球場以外の他の利用も考えているという話がありましたけれども具体的にはどういうふうな利用ができるということですか。

◎西山則夫委員長

課長。

●世古口生涯学習・スポーツ課長

野球以外の他の利用につきましては、基本的にはシーズンが野球は当然ございますので、シーズンオフをとという部分で想定をさせていただいております。

その流れの中ですね、例えばなんですけど、スポレクですね、ニュースポーツであったりとか、それからあとグラウンドゴルフなんかもできるのではないかというふうには考えておりますので、まあ、どの種目が適切に使っていただけるのかという部分は、今後また研究もさせてはいただかないかんのですけれども、そういう部分でですね、他種目の部分でもこう利用いただけるように、まあなんとか調整をしていきたいなというふうな考えておるところです。

◎西山則夫委員長

教育部長。

●佐々木教育部長

あの少しつけ足しをさせていただきます。

今あのスポーツの関係についてですね、生涯学習・スポーツ課長が申し上げたとおりでございます。ただ、あそこは観客席もございますし、今度人工芝ということもございます。またスコアボードもLEDで自由な表現もできますので、スポーツ以外、例えば企業の皆さんのレクリエーションの場とか、あるいはこれまだわかりませんが大きなコンサート・イベントこういうようなもし発注があればですね、そういったことも可能になるのではないかと、さまざまな利用する中で両立あるいは収益を図ってまいりたい。このように考えております。

◎西山則夫委員長

長田委員。

○長田朗委員

それと10ページの関係団体とも協議でいろんな団体の名前が載ってるんですけども、高野連とか大学の野球部関係、少年野球とか、ちょっと私あんまり余り詳しくないんで恥ずかしい質問なんですけど、こういうのプロ野球とかそういうのは、誘致するとかそういうのは難しいですか。

◎西山則夫委員長

課長

●世古口生涯学習・スポーツ課長

プロ野球自体の誘致ということはなかなか難しい部分があるかと思うんですけども、例えばオープン戦であったりとかという部分でのところ辺は……、それから選手……、ああ、ごめんなさい。

オープン戦自体は、オープン戦の範囲にはなるかと思うんですけども、そのプレーオフ的なことですね、この野球場が完成した暁にはできるような形で進めればよいなということの中で、少しお話もさせていただいておるところでございます。

◎西山則夫委員長

長田委員。

○長田朗委員

オープン戦の可能性があるということで、わかりました。

それと最後にあの、もう1点これは総務のところで出てくるんですけども消防がこちらに計画をされているということで……（長田委員と呼ぶ者あり）そうするとですね……

◎西山則夫委員長

長田委員、ちょっとそれ抑えてくれる。

○長田朗委員

ええ、そうするとですね、この地区、この地域でです。今現在駐車場がございますよね、駐車場、観客席がふえてくると当然その車でみえる方もいてですね、駐車場が今よりも多くいるんじゃないかと、その中でですね非常にこう混雑、この地区が混雑してくると、その駐車場を確保ちゅうのが難しくなってくるんじゃないかと思うんですけど、その辺の配慮とございますか、お考えがありましたらお願いします。

◎西山則夫委員長
課長。

●世古口生涯学習・スポーツ課長

現在ですね、この当該施設を公園内の駐車場というのがやっぱり狭いということもございまして、今現在も周辺地の駐車場の利用、それからサブグラウンドを臨時的に駐車場という形の中で対応しておるところでございます。

全体的な駐車場につきましては、周辺地区含めて駐車可能台数というのは約750台程度今現在でもございます。例えば、生涯学習センター、いせトピアなどの駐車場も利用した中で、そこから例えばパークアンドバスライドではございませんですけれども、そういうふうな輸送をしていただいたりということの中でですね、対応させていただいておりますので、まあ大きく情勢が変われば別なんですけれども、なかなか、公共の交通機関につきましてもですね、利用の促進はさせていただいておるんですけれども、やはりちょっとまあ不便なところというふうな立地もありますので、引き続き周知につきましてはですね、行っていきたいと考えておりますが、今の周辺の使用できる部分で空き地等もですね、活用させていただく中でですね、駐車場の対応はしていきたいというふうに考えているところでございます。

◎西山則夫委員長
他に御発言はございませんね。

御発言もないようでありますので本件についてはこの程度で終わります。

【伊勢市中須教育集会所の廃止について】

◎西山則夫委員長

次に報告事項として、「伊勢市中須教育集会所の廃止について」を行います。

当局から報告を願うことといたします。

副参事。

●上島生涯学習・スポーツ課副参事

それでは「伊勢市中須教育集会所の廃止について」御報告いたします。

資料の4-1をごらんください。中須教育集会所は、昭和48年1月に建設されてから、中須地区の児童生徒及び成人の学習拠点としてその機能を果たしてまいりました。しかしながら、時代の流れとともに地域住民の高齢化や人口の減少により、近年では主催事業に

参加者が集まらない状況が続くようになりました。このようなことから、平成 19 年度に地域住民との協議を行い、人権教育指導員の駐在及び主催事業については廃止をさせていただいたところです。

次に資料 4-3 をごらんください。これは施設の平面図でございます。中須教育集会所は色で囲った部分、その右側が中須地区集会所でございます。地区集会所は昭和 61 年に増築されており、教育集会所と地区集会所は一体的な併設館となっております。

そこで先に申し上げました平成 19 年度に行った地域住民との協議の時に、教育集会所については教育集会所としての役割は終えましたが、地区集会所として使用継続の要望が住民の方からだされていたこともあり、19 年度から現在までは貸館事業のみをおこなってまいりました。しかし、このたび地区集会所の所管課である人権政策課との協議の結果、中須教育集会所を廃止し、施設は地区集会所として継続利用いたしたいと考えております。

また、廃止にともない、12 月議会定例会において条例の一部改正をおこなう予定でございます。以上、伊勢市中須教育集会所の廃止についての御報告を終わります。

◎西山則夫委員長

報告案件としてでございますが、なんか特段御意見ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

報告案件ですのでこの程度で終わります。

【子ども手当特別措置法について】

◎西山則夫委員長

次に、「子ども手当特別措置法について」、当局からの報告を願うことといたします。次長。

●鈴木健康福祉部次長

それでは、「平成 23 年度子ども手当の特別措置法」の概要について御説明申し上げます。

子ども手当の制度については、平成 22 年度に開始をされたものでございまして、平成 23 年度は、4 月から 9 月までは、暫定的に「つなぎ法」により 6 カ月延長され、10 月からは、新たに「特別措置法」により実施されることとなったものでございます。

資料 5 をごらんください。

1 の特別措置法の趣旨でございますが、「現下の子ども及び子育て家庭をめぐる状況に鑑み、平成 24 年度からの恒久的な子どものための金銭の給付の制度に円滑に移行できるよう、平成 23 年度における子ども手当の支給等について必要な事項を定める。」というものでございます。

次に、2 の概要について御説明いたします。

(1) の支給額・支給期間でございますが、まず、支給額につきましては、以前は、中学生までの子供 1 人につき 13,000 円でしたが、この特別措置法では、3 歳未満が

月額1万5千円、3歳以上小学校修了前の第1子、第2子が月額1万円、3歳以上小学校修了前の第3子以降が月額1万5千円、中学生が月額1万円となり、支給等の事務は市区町村となっております。

また、公務員は所属庁が事務を行なうこととなっております。

支給期間につきましては、平成23年10月分から平成24年3月分となり、支払月につきましては10月分から1月分が平成24年2月、2月・3月分が来年度の平成24年6月となっております。

次に、(2)の費用負担につきましては、裏面をごらんいただきたいと思います。

今までの子ども手当と同様に、点線で囲った児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担し、実線で囲った子ども手当として増となった費用については、全額を国庫が負担となっております。

また、公務員については、今までと同様に所属庁が負担することとなっています。

支給額が変わりますので負担割合は変わりますが、市の負担額については、対象児童数の増減分を除けば、金額の増額はございません。

次に、表面のほうへ戻っていただきたいと思います。次に(3)のその他については、今までの子ども手当との支給に係る受給者及び受給対象者に係る相違点についてでございます。

①については、以前は、子供に対し国内居住要件はなく、海外在住であっても、年2回以上の面会及び概ね4カ月に1回の継続的な送金があれば支給対象としておりましたが、この特別措置法では、留学中の場合等を除き、子供に対しても国内居住要件を設けることになりました。

次に、②については、以前は、児童福祉施設等の入所児童であっても保護者がいる場合は、監護があれば対象とすることができ、保護者がいない場合において、県が設置する安心こども基金を活用して手当相当額の特別支援で対応しておりましたが、この特別措置法では、児童福祉施設等に入所している子供等については、原則として施設の設置者等に手当を支給することとなりました。

次に、③については、以前は、父母が監護養育していない場合は、父母以外の者に対して、個々に実質的な監護養育の状況を確認し、支給対象者を認定し対応していました。この特別措置法では、未成年後見人や、父母等が国外にいる場合は父母が指定する者に対しても、父母と同様、監護・生計同一要件を満たすことを前提に、手当を支給するということになり、個別に対応していた案件に対し、一定のルール化がなされました。

次に、④については、以前は、生計を維持する程度が高い受給資格者が対象となっていました。この特別措置法では、監護・生計同一要件を満たす者が複数いる場合は、子供と同居している者に支給するということが、同居優先ということになりました。

家計の主宰者への支給が原則ですが、離婚協議中で別居の場合に家計の主宰者以外の者への支給が可能となったものでございます。

また、家計の主宰者が単身赴任の場合は、単身赴任先の市区町村から単身赴任している方が受給することとなります。

次に、⑤については、以前は、学校給食費等及び保育料については、直接徴収は出来ませんでした。本人の同意に基づき、手当から納付することができるようになりました。

また、保育料については、特別徴収として、平成 23 年 10 月分から平成 24 年 3 月分に関しては、本人の同意によらず手当から直接徴収することが可能となりました。

次に、⑥については、地域の実情に応じた子育て支援サービスを拡充するための交付金を設けることとなっております。

次に、(4)の検討規定については、平成 24 年度の法律施行に向け、方向付けが成されております。

まず、①につきましては、「政府は、平成 24 年度以降の恒久的な子どものための金銭の給付の制度について、この法律に規定する子ども手当の手当額等を基に、児童手当法に所要の改正を行うことを基本として、法制上の措置を講ずるものとする。その際、地方自治法に規定する全国的連合組織の代表者その他の関係者と十分に協議を行い、これらの者の理解を得るよう努めるものとする。」となっております。

次に、②につきましては、「法制上の措置を講ずるに当たっては、所得制限について、その基準について検討を加えた上で、平成 24 年 6 月分以降の給付から適用することとし、併せて当該制限を受ける者に対する税制上又は財政上の措置等について検討を加え、所要の措置を講ずるものとする。」となっております。

最後に、3 の施行日については、平成 23 年 10 月 1 日からとなっております。

現在、担当課において、2 月の「特別措置法」に基づきます支払いに向け申請の受付け事務を行っているところでございます。

ただいま、説明させていただいた中で、「特別措置法」による変更点のひとつとして、保育料及び給食費等が徴収できることとなったわけではありますが、手当からの徴収について、保育料の特別徴収については受給者からの同意を得ることなく、事前通知により徴収することが可能であることから、申請受付け事務の進捗に併せ支払作業の進行状況を勘案しながら、2 月の支払期での徴収に向けて検討中でございます。

また、学校給食費等の徴収については、今後の対応について、教育委員会で検討をしていただくこととなっております。

以上が、平成 23 年度子ども手当の特別措置法についての御報告でございます。よろしくお願いたします。

◎西山則夫委員長

はい、ただいまの報告に対しまして、特に報告事項でございますが、御意見ございませんか。よろしいですか。

この案件につきましては、この程度で終わります。

以上で御協議願います案件は終わりましたので、これをもって協議会を閉会いたします。

閉会 午前11時57分